

廃棄物処理制度小委員会（第7回）における一般廃棄物処理計画及び災害支援協定に関する委員御意見
※関係する委員からの御意見を事務局にて抜粋し、要旨を記載

○大迫委員

紙面でご意見のあった勢一委員からの問題提起に関し、私の意見を申し上げます。

既に都道府県においては、廃棄物処理計画の中で災害対応を盛り込むことが義務化され、その中で、広域自治体として各市区町村への支援も含めた対応が求められており、災害廃棄物処理計画を都道府県が策定することは有効に機能し、既に全都道府県で策定済でございます。

今般、市区町村に対し、一般廃棄物処理計画（一廃計画）の中で義務化し、災害廃棄物処理計画の策定を求める、今回の制度的措置のご提案について、私自身は必要であると認識しております。

自治体の状況、人材不足等の課題は認識しておりますが、災害廃棄物処理計画未策定の自治体の一部残っていること、また、計画自体が有効に機能するかどうかという点に関して、課題が残る準備状況もございます。したがって、この一廃計画の中で必要事項を盛り込み、事前にきちんと備えていただくことは、今後必要であると考えております。

平時と災害時のごみ処理に関しましては、シームレスに切れ目なく実施していくことが重要です。災害廃棄物処理、あるいは災害時においても生活ごみの処理を維持していくことは、平時のごみ処理の延長上にあるものと認識しております。

具体的には、災害ごみや災害時の生活ごみの収集、あるいは仮置場の事前確保、一般廃棄物処理施設や民間処理施設でいかに処理していくかといったこと、加えて、官民がいかに連携していくかといったことは、平時においても重要であり、災害時には平時の備えの基盤の下に対応がなされるものと考えております。ゆえに、この一廃計画の中で必要事項を盛り込むことは、今後大変有効に働いていくものと思っております。

なお、現在、災害廃棄物処理計画は、国が示した災害廃棄物処理の対策指針に基づき、それをひな形に作成されているところもございますが、今回の骨子案にあるよう、広域的な対応がさらに必要となっておりまして。具体的には、自治体間でどのように連携、協働していくか、平時の処理を安定・安全に担っていただいている一部事務組合の機能・役割をどのように有効に活用するか、あるいは協定締結も含めた官民連携をより広域的にどのように最適化していくかといった点です。

これまでの計画づくりに加え、もう一步踏み込んだ検討が必要な要素もあるのではないかと考えております。したがって、この制度的措置を講じた上で、実際の運用が円滑に機能するような今後の検討を進めることも必要であることを、併せて申し上げたいと存じます。

○大塚委員長

計画策定を求めなければ本目的を実現できない場合、その理由というのが問題になりますので、今、大迫委員がおっしゃっていただいたような議論をしていくことも非常に重要だと思います。

（中略）

○酒井委員

（中略）

勢一委員から提示された意見書に対し、この計画（市町村の一般廃棄物処理計画において災害廃棄物処理計画を位置づけること）の必要性に関し、先ほど大迫委員から丁寧なご意見がありましたので、私からは追加での発言はいたしません。しかしながら、今回の骨子案の中でも、8ページの制度的措置の必要性の二つ目の丸のところで、具体的に仮置場候補地の選定、水害の被害想定、民間団体との協定締結が挙げられています。これらは相当に計画と一体性がないとできる仕事ではありませんので、この辺りの記述があることで、計画策定の理由にはなっているのではないかと拝読いたしました。

そして、もう一つが、災害法制は環境省の所管ではないという点、災害法制と廃棄物法制との関係性というところは、過去の災害対応の経験から、多くの方々が深く存在すると認識されていると思います。また、それを制度的に措置したのが、前回の災害対策基本法の改正と、それから廃棄物処理法（廃掃法）の改正であったと理解しております。

具体的にその辺り、今回の資料で明記されているところは、参考資料2の31ページに災害対策基本法の一部改正についての記述がございます。特にこの辺りの中では、大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備といったところは、前回の改正で認められてきているところがございますので、災害法制と廃棄物法制について相当関係性を持って政府内でも運用されているという理解に立っていったほうがよろしいのではないかと考えております。

○大塚委員長

環境省の所管でなくという話も、後で事務局から補足いただければ大変ありがたいと思います。

(中略)

○大塚委員長

では、ご意見はここまでとさせていただきます、事務局から回答をよろしくお願いします。

私から申し上げることとして、勢一委員のご意見に関しては、内閣府との関係等もございますので、適宜、ご調整をお願いする必要があります。もう一つは、先程来問題になっている、この計画策定を求めなければ法目的が実現できない場合、その理由については、ぜひ検討していく必要があると考えております。先ほど、大迫委員と酒井委員からお話しいただき、私も必要性が高いと考えていますが、その点について、さらに検討する必要があると考えます。

(中略)

○廃棄物適正処理推進課長

勢一委員からご指摘いただいたところ、災害法制が環境省の所管ではないのではないかというご指摘に関する事実関係について、委員長からご指示に基づき、改めてご説明をさせていただきます。

参考資料2の31ページ、酒井委員からもご指摘いただいたところがございますが、平成27年に廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正を行ってございます。この際、平時の備えの強化をするための関連規定の整備が廃棄物処理法の中で位置づけられており、今回の市町村による災害廃棄物処理計画（の義務化）は、この一環であると考えてございます。

また、災害法制におきましても、廃棄物の処理においては、その指針の策定及び代行措置につきまして環境大臣が行うこととされておりまして、その内容につきましては環境省が担当させていただいているという点を、まずご報告させていただきます。

また、今回ご提案しております市町村の災害廃棄物処理の計画策定について、その必要性に関しましては、大迫委員、酒井委員からも既に意見をいただきましたとおり、今回、より外部の組織による広域的な支援、受援といったことに当たりまして、計画による準備と必要な情報の共有の必要性、こういったところからご提案しているものでございます。

また、その策定に当たりまして、平時の単独の市町村の処理計画に位置づけるという意図につきましても、大迫委員からのご意見のとおり、平時の廃棄物処理の延長上で、いかに連続性をもって行うかという観点の必要性をもって挙げさせていただいてございます。

なお、平時の一般廃棄物処理計画の法定事項に位置づけることで、災害関連制度との一体的な運用が困難になるのではないかとご指摘でございますが、現在、既に義務づけられている都道府県におきましては、災害廃棄物処理計画を地域防災計画等にも一体的に策定しているという連携もございますので、必ずしも今回の法定化そのものが、一体性を損なうものというものではないと認識してございます。

(中略)